

3. 子育て世代包括支援センターの中核となる事業の例

事業名	位置付けと特徴
利用者支援事業 (母子保健型)	・地域子ども・子育て支援事業の1類型(消費税財源) ・保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげる ・主として、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施
利用者支援事業 (基本型)	・地域子ども・子育て支援事業の1類型(消費税財源) ・当事者目線で相談支援を行い、子育て支援に係る施設や事業等の利用につなげる ・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施
市町村保健センター	・地域保健法に基づき、市町村が設置 ・市町村の直轄組織であり、妊娠届出の受理や母子健康手帳の交付などの行政事務との連携が容易 ・保健師が配置され、専門性が高い

※ 上記に限られるものではない

4-2. 利用者支援事業(母子保健型)と利用者支援事業(基本型)をそれぞれ立ち上げ、連携して実施

(事業イメージ) 同一市町村において、利用者支援事業(母子保健型)と利用者支援事業(基本型)を別々の事業者(施設)が受託するが、両事業のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】

